

株式会社 トーエネック 御中

函南町長 仁科 喜世志



函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の
経過措置における届出の提出について（依頼）（4回目）

日ごろは、函南町のまちづくり行政にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和元年10月1日から、緑豊かな自然環境、眺望景観及び防災環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るため、函南町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（以下、「条例」といいます。）が施行されました。

このことに伴い、条例附則の経過措置による第9条第1項の届出対象の事業者様には、令和元年10月1日付け函都第206号、令和元年12月10日付け函都第435号及び令和2年2月21日付け函都第155号にて、届出提出の依頼文書を3度送付させていただいているところです。

しかしながら、令和2年4月30日現在、届出提出の確認がとれておりません。

については、対象事業者様におかれましては、下記提出期限までに条例附則の経過措置による第9条第1項の届出を提出いただきますようお願いいたします。

なお、行き違いにより既にご送付されている際は、何卒ご容赦ください。また、不明なことがありましたら、都市計画課までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

条例附則の経過措置による第9条第1項の届出

2 提出期限

令和2年6月1日（月）（期限厳守）

以上

担当（送付先） 函南町役場 建設経済部 都市計画課
郵便番号：419 - 0192
住 所：静岡県田方郡函南町平井717番地の13
電話番号：055 - 979 - 8117
メールアドレス：toshikei@town.kannami.shizuoka.jp